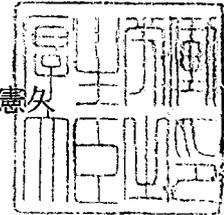


厚生労働省発食安0709第1号  
平成26年7月9日

食品安全委員会  
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく食肉製品の基準のうちサルモネラ属菌の定義に関して別紙のとおり改正すること。

## 食肉製品の規格基準のうちサルモネラ属菌の定義に係る 食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について

### 1. 経緯

食肉製品については、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準」という。）において成分規格等を定めており、このうち非加熱食肉製品、特定加熱食肉製品及び加熱食肉製品（加熱殺菌した後容器包装に入れたもの）は、サルモネラ属菌は陰性でなければならないとしている。

またこの中で、サルモネラ属菌は「グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、アセトイン陰性、リジン陽性、硫化水素陽性及びONPG陰性で、ブドウ糖を分解し、乳糖及び白糖を分解しない、運動性を有する通性嫌気性の菌をいう。」と規定し、その試験法は通知により示しているところである。

今般、サルモネラ属菌の試験法について国際的整合性を図る観点等から見直しを行ったところ、導入を検討している新しい試験法においては、現在使用されている培地に加え、硫化水素産生性によらずサルモネラ属菌を検出できる培地も使用することとしたことから、硫化水素非産生性等の非定型菌も検出可能となり、続く生化学的性状試験等において硫化水素非産生菌を含む非定型菌について、サルモネラ属菌かどうか確認するよう試験法で定めることとしている。

この結果、新しい試験法では、硫化水素非産生性等の非定型の菌についても検出できるようになったことから、規格基準に規定するサルモネラ属菌の定義についても変更が必要となったところである。

なお、今回の試験法の見直しは、サルモネラ属菌の概念を変えるものではなく、従来の選択分離培地では分離できなかった非定型の菌を定義に含めることによって食品の安全性については向上するものとする。

また、試験法の見直しに合わせたサルモネラ属菌の定義を見直すことについては、本年2月の薬事・食品衛生審議会の部会において、了承を得たものである。

### 2. 改正の内容

試験法の見直しに合わせ、規格基準の食肉製品にあるサルモネラ属菌の定義について、硫化水素非産生性等の非定型の菌であっても、確認試験（生化学性状試験等）によってサルモネラ属菌と同定される場合には、同定義に含むものとする。

### 3. 今後の方向性

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、規格基準改正のための所要の手続を進めることとする。

## 食品健康影響評価の審議状況

(平成26年7月11日現在)

区分	要請件数 注2)		自ら評価	合計	評価終了		意見 募集中 注3)	審議中 注1)
		うち 26年度分				うち 26年度分		
添加物	147	1	0	147	132		2	13
農薬	973	10	0	973	678	25	6	289
うちポジティブリスト関係	484		0	484	263	11	2	219
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0	0
うち飼料中の残留農薬基準 注7)	42		0	42	10		0	32
動物用医薬品	483	100	0	483	340	7	3	140
うちポジティブリスト関係	108		0	108	65	3	3	40
化学物質・汚染物質	59		3	62	57		0	5
うち清涼飲料水	49		0	49	46		0	3
器具・容器包装	16		0	16	8	1	0	8
微生物・ウイルス 注8)	11	1	2	13	11		0	2
プリオン	30		16	46	37	1	0	9
かび毒・自然毒等 注4)	7		2	9	10	1	0	0
遺伝子組換え食品等	210	2	0	210	185	5	3	22
新開発食品 注5)	80	2	1	81	72	1	2	9
肥料・飼料等	172	6	0	172	106	3	4	62
うちポジティブリスト関係	100		0	100	56	1	1	43
肥飼料・微生物合同 注9)	1(34)		0	1	1(12)		0	0
高濃度にシアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	0		0	1
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他 注6)	1		1	2	1		0	1
合計	2,193	122	25	2,218	1,640	44	20	561

- (注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。  
2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。  
3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。  
4 自ら評価案件「デオキシニパレノール及びニパレノール」について、評価終了欄には「デオキシニパレノール」、「ニパレノール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。  
5 自ら評価案件「トランス脂肪酸」は、通知先が消費者庁、厚生労働省及び農林水産省のため、評価終了欄は3件として記入している。  
6 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」は、まず情報収集から始めることとされたため、現在、担当専門調査会が未定となっている。  
7 飼料中の残留農薬基準欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。  
8 平成16年度に自ら評価案件として決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、平成24年6月28日の委員会において、自ら評価案件として終了することとなった。  
9 平成15年12月8日付で評価要請のあった「飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価」について、( )内に物質数を記入している。

## 委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成26年7月11日現在)

### I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質2物質)	2
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※	(21)
16/10/29	農	動物用医薬品 アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)㊦、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイズン注射液及びバシット注射液)㊦㊧	2
17/2/14	厚	農薬 ジコホール	1
17/3/11	農	動物用医薬品 フロロフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロロコール200注射液)及び豚の注射剤(フロロコール100注射液)㊦㊧	1
17/4/11	農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)耐肥	1
17/8/5	農	動物用医薬品 スルファメキサゾール及びトリメプリームを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)㊦㊧、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドアイ-5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラック-5G)㊦㊧、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミンS(静注用))㊦㊧	3
17/8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム	2
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム㊦、スルファメキサゾール㊦、トリメプリーム㊦、セファピリンベンザチン㊦、セファピリンナトリウム㊦	5
17/9/20	厚	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について ※	1

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

㊦は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊧は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
18/5/9	厚	農薬 ホルペット	1
18/7/18	厚	農薬 ジコホール☆、ホルペット☆	2
18/7/18	厚	動物用医薬品 アンピシリン☆ <sup>㊦</sup> 、スルファメキサゾール☆ <sup>㊦</sup> 、セファピリン☆ <sup>㊦</sup> 、 トリメトプリム☆ <sup>㊦</sup>	4
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆	1
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆ <sup>㊦</sup>	2
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆	3
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾン☆	3
19/1/15	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール) <sup>㊦</sup> <sup>㊦</sup>	1
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆	1
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、クロルマジノン☆、スルフイソゾール☆ <sup>㊦</sup>	3
19/ 3/ 6	厚	農薬 トリチコナゾール☆	1
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆	3
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆ <sup>㊦</sup> 、スルファジメキシム☆ <sup>㊦</sup> 、 スルファモメキシム☆ <sup>㊦</sup>	3

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。㊦は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊦は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

## I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
19/5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎	2
19/5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆圃	1
19/6/5	厚	農薬 イマザメタベンズメチルエステル☆、メソスルフロンメチル☆、スルフエントラゾン☆	3
19/6/26	厚	農薬 キャプタン☆	1
19/8/2	厚	添加物 5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム	1
19/8/28	厚	動物用医薬品 ジクロキサシリン☆圃	1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	2
19/11/27	厚	農薬 ピロキロン<一部☆>	2
19/12/18	厚	農薬 クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	2
20/1/15	農	動物用医薬品 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード) 圃圃	1
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド	1
20/3/11	厚	農薬 酸化プロピレン☆、ヒドrameチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、 ブロディファコウム☆	5
20/3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフルル☆	4

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。圃は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。◎は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

## I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
20/4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎
20/6/3	厚	動物用医薬品 トピシリン圃 1
20/7/8	厚	農薬 クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆、テトラコナゾール☆ 3
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※ 1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛 2
21/2/3	厚	農薬及び動物用医薬品 ホキシム☆ 2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆ 8
21/3/10	厚	動物用医薬品 ナナフロシン☆圃、ピランテル☆ 2
21/3/24	厚	農薬 パラチオンメチル☆、フェナミホス☆ 2
21/3/24	厚	農薬及び動物用医薬品 ジクロルボス及びナレド☆ 2

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

圃は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。圃は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

## I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
21/12/14	厚	農薬 キャプタン、フラザスルフロン☆	2
21/12/14	厚	器具・容器包装 フタル酸ベンジルブチル(BBP)、フタル酸ジイソノニル(DINP)、 フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)	4
22/1/25	厚	農薬 イミノクタジン<一部☆>■、シクロプロトリン<一部☆>■	4
22/2/1	農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注) ■	1
22/2/15	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸※■、ピュアカム葉酸 MV※■	2
22/2/16	厚	農薬 グリホサート<一部☆>■	2
22/2/16	厚	動物用医薬品 トルフェナム酸☆	1
22/2/16	厚	動物用医薬品 クロキサシリン☆■	1
22/2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆■、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆■、 β-カロテン☆■、クエン酸☆■、酒石酸☆■、トウガラシ色素☆■、トコフェロール ☆■、乳酸☆<農薬用途もあり>■、マリーゴールド色素☆■、メナジオン☆■、 レチノール☆■	11
22/2/23	厚	農薬 2,4-D☆	1
22/3/1	厚	農薬 フルロキシピル☆	1
22/3/18	—	アルミニウム◎	1
22/3/23	厚	農薬 ベンタゾン☆	1
22/3/23	厚	動物用医薬品 フルメキン☆■	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

## I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
22/5/11	厚	農薬 クロルデン☆	1
22/6/22	農	農薬 2, 4-D☆、グリホサート☆、ベンタズン☆〈全て飼〉	3
22/8/12	厚	農薬 プロベナゾール〈一部☆〉、ハロキシホップ☆	3
22/9/13	厚	農薬 クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリクロピル☆、フェノチオカルブ☆、ベンゾフェナップ☆、メパニピリム☆	6
22/9/27	厚	農薬 DCIP☆、酸化フェンブタズ☆	2
22/11/12	厚	農薬 イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアスルフロン☆、パラチオン☆、ビクロゾリン☆、ホセチル☆、モノクロトホス☆	9
22/11/15	農	農薬 テルブホス〈飼〉☆	1
22/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 クロルフェンビンホス☆、ジフルベンズロン☆	4
22/12/10	厚・農	農薬及び動物用医薬品 チアベンダゾール☆〈一部〈飼〉〉、メブレン☆〈一部〈飼〉〉	6
23/1/24	厚	農薬 シモキサニル■〈一部☆〉、テブフェンピラド■〈一部☆〉、テプラロキシジム☆、ペンコナゾール☆	6
23/1/24	厚	動物用医薬品 ゲンタマイシン☆㊦、スピラマイシン☆㊦、セフロキシム☆㊦	3
23/2/10	厚	農薬 カルボスルファン〈一部☆〉、ベンフラカルブ〈一部☆〉■、エンドスルファン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆、デスメディファム☆	8
23/3/25	厚	農薬 キノメチオナート■〈一部☆〉、エタメツルフロメチル☆、ジスルホトン☆、プロパジン☆、プロモキシニル☆	6
23/3/25	厚	動物用医薬品 ジミナゼン☆	1
23/3/31	—	加熱時に生じるアクリルアミド◎	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。㊦は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
23/4/19	厚	添加物 カルミン	1
23/4/25	農	農薬 プロモキシニル(飼料)☆	1
23/4/26	厚	添加物 カンタキサンチン、酸性リン酸アルミニウムナトリウム、クエン酸三エチル	3
23/6/10	厚	農薬 イソキサチオン<一部☆>、イソウロン☆、フェナリモル☆	4
23/9/22	厚	農薬 2,4-DB☆、EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロメチル☆、クロルスルフロ ン☆、クロロタロニル☆、シクロキシジム☆、ジフェンブコート☆、テクナゼン☆、ニコスル フロメチル☆、フルカルバゾンナトリウム塩☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メスルフロメチル☆ 13	
23/10/11	厚	農 薬 チアクロプリド■、アクリナトリン■<一部☆>、セトキシジム<一部☆>、アシベン ゾラルーS-メチル☆、ジクロホップメチル☆、トリフロキシスルフロメチル☆、トリバヌロンメチ ル☆、ピクロラム☆、フェノキサプロップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、 アトラジン☆ 14	
23/10/11	農	農薬 アトラジン☆	1
23/10/14	厚	器具・容器包装 ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器 包装	1
23/11/18	厚	農薬 トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、フルチアセットメチル☆、プロスルフロ ン☆、ヘキシチアゾクス☆	5
24/1/23	厚	農薬及び動物用医薬品 シハロトリン☆	2
24/1/23	農	農薬 エチオン☆、カルボフラン☆、キャプタン☆、ホレート☆、シハロトリン☆、 ジクロルボス及びナレド☆	6
24/1/23	厚	動物用医薬品 スルファジミジン☆ <sup>㊦</sup>	1
24/1/23	消	特定保健用食品 キシリトール オーラテクトガム<クリアミント> ※■、 キシリトール オーラテクトガム<スペアミント> ※■	2
24/2/24	厚	農薬及び動物用医薬品 フェニトロチオン☆	2
24/2/24	厚	動物用医薬品 イノメタミジウム☆、クロサンテル☆、ジエチルスチルベストロール☆、 ジメトリダゾール☆	4
24/3/26	厚	農薬 プロヘキサジオンカルシウム塩☆、リムスルフロメチル☆	2
24/3/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エマメクチン安息香酸塩☆	2
24/3/26	農	農薬 フェニトロチオン☆	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。  
#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条  
第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価で  
ある。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。㊦は  
肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
24/5/21	厚	農薬 4-クロルフェノキシ酢酸☆、キンクロラック☆、トリデモルフ☆、 フラムプロップメチル☆	4
24/5/21	厚	農薬及び動物用医薬品 ペルメトリン☆	2
24/5/21	農	農薬 ペルメトリン☆	1
24/5/22	厚	添加物 過酸化水素■	1
24/7/18	厚	農薬 クロルフルアズロン<一部☆>、ホスチアゼート■<一部☆>、クロフェンテジン ☆、テフルトリン☆、トリホリン☆、ヘキサコナゾール☆、シアナジン☆	9
24/7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 サリノマイシン☆■、センデュラマイシン☆■、 バシトラシン☆■	3
24/7/18	厚	動物用医薬品 スペクチノマイシン☆■	1
24/7/18	農	農薬 シアナジン☆	1
24/8/21	農	農薬 シフルトリン☆	1
24/8/21	厚	農薬 テトラコナゾール■、ジエトフェンカルブ☆、トルクロホスメチル☆、フサライド☆、 フルスルファミド☆	5
24/8/21	厚	農薬及び動物用医薬品 シフルトリン☆	2
24/8/21	厚	動物用医薬品 カルバドックス☆■、サラフロキサシン☆■、ネオマイシン☆■	3
24/8/21	厚	飼料添加物 ブチルヒドロキシアニソール☆■	1
24/9/18	厚	農薬 メコプロップ☆	1
24/9/18	厚	農薬及び動物用医薬品 カルバリル☆	2
24/9/18	厚	動物用医薬品 ブロムフェノホス☆	1
24/9/19	農	農薬 カルバリル☆	1
25/1/22	農	農薬 クロルピリホスメチル☆、クロルフェンビンホス☆、シマジン☆、パラチオン☆、 フェンプロパトリン☆	5
25/1/30	厚	農薬 メパニピリム■、チフェンスルフロンメチル■<一部☆>、クロルピリホスメチル☆、 シマジン☆、フェンプロパトリン☆、プロメトリン☆	7
25/1/30	厚	動物用医薬品 デキサメタゾン☆、ベタメタゾン☆、メクロプラミド☆	3
25/3/11	—	微生物・ウイルス クドア(クドア属粘液胞子虫)◎	1
25/3/12	厚	農薬 アイオキシニル☆、イプロジオン☆、エテホン☆、オキサミル☆、カルフェントラゾ ンエチル☆、クロリダゾン☆、ジクロルプロップ☆、ジクワット☆、ターバシル☆、ピリミホス メチル☆、フルントリネート☆、プロフェノホス☆、ホルクロルフェニューロン☆、メタミロン ☆、メチダチオン☆、レナシル☆	16
25/3/12	厚	動物用医薬品 フルアズロン☆	1
25/3/12	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ハロフジノン☆	1
25/3/12	農	農薬 ジクワット☆、ピリミホスメチル☆	2

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
25/4/2	厚	プリオン アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※、ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※	(2)
25/4/9	厚	化学物質・汚染物質 清涼飲料水の規格基準の改正について#	1
25/4/10	厚	遺伝子組換え食品等 Bacillus subtilis MDT121 株を利用して生産された $\alpha$ -アミラーゼ	1
25/4/12	厚	プリオン ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓について輸入条件の設定※	1
25/5/15	農	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ダイズ 68416 系統■(飼料)	1
25/6/10	農	農薬 $\gamma$ -BHC☆、クロルプロファム☆、ジメトエート☆、パラコート☆、メチダチオン☆	5
25/6/12	厚	農薬 2,4-D■、ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート■〈一部☆〉、アラニカルブ☆、イマザキン☆、クロルプロファム☆、クロルメコート☆、ジウロン☆、シプロコナゾール☆、ジベレリン☆、ジメトエート☆、パラコート☆、フルキンコナゾール☆、プロクロラズ☆、プロチオホス☆、ブロマシル☆	16
25/6/13	厚	遺伝子組換え食品等 MDT06-228 株を利用して生産されたエキソマルトテトラオヒドロラーゼ■	1
25/7/17	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(DP-004114-3) (飼料)■	1
25/7/18	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(DP-004114-3)(食品)■	1
25/8/8	農	農薬 デルタメトリン及びトラロメトリン☆	1
25/8/20	厚	農薬 DBEDC■〈一部☆〉、アシュラム■〈一部☆〉、ノニルフェノールスルホン酸銅■〈一部☆〉、フルアジホップ■〈一部☆〉、イマザモックスアンモニウム塩☆、ヒメキサゾール☆、フェンメディファム☆、メトリブジン☆、リュロン☆	13
25/8/20	厚	農薬及び動物用医薬品 デルタメトリン及びトラロメトリン■〈一部☆〉、ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン☆	5
25/8/20	厚	動物用医薬品 アルベンダゾール☆	1
25/8/20	厚	飼料添加物 ジブチルヒドロキシトルエン■	1
25/8/20	内	特定保健用食品 レア スウィート ※■	1
25/8/21	農	遺伝子組換え食品等 <i>p</i> -ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統(飼料)■	1
25/8/22	厚	遺伝子組換え食品等 <i>p</i> -ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統(食品)■	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく意見聴取案件である。  
 ※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である  
 (平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)。■印は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/10/16	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統(スイートコーン) ■、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統(スイートコーン) ■、除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ(DP-073496-4) (食品) ■	3
25/10/16	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ(DP-073496-4) (飼料) ■	1
25/11/14	厚	農薬 キンクロラック■、フルピラジフロン■、メピコートクロリド☆	3
25/11/20	厚	添加物 過酢酸■、オクタン酸■、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸■、過酢酸製剤■	4
25/11/20	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統 (食品) ■	1
25/11/20	農	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統 (飼料) ■	1
25/11/25	内	特定保健用食品 蹴脂茶 ※■	1
25/12/10	厚	農薬 クレトジム☆	1
25/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 シペルメトリン☆	2
25/12/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ナイカルバジン☆■	1
25/12/20	厚	農薬 ニテンピラム☆	1
25/12/20	厚	動物用医薬品 フルメトリン■〈一部☆〉	2
25/12/20	農	遺伝子組換え食品等 ATC1562 株を利用して生産され 25-ヒドロキシコレカルシフェロール■	1
26/1/16	内	特定保健用食品 キリン 午後の紅茶 ヘルシーストレート ※■	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく意見聴取案件である。  
 ※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である  
 (平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)。■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
26/2/3	厚	農薬 セダキサシ■、トルプロカルブ■、マンデストロビン■、オキシポコナゾール フマル酸塩☆	4
26/2/19	農	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ (SPS-00E12-8)(飼料)■、低リグニンアルファルファKK179 系統(飼料)■	2
26/2/20	厚	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ (SPS-00E12-8)(食品)■、低リグニンアルファルファKK179 系統(食品)■	2
26/3/12	農	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及び グルホシネート耐性ダイズ 44406 系統(飼料)■、除草剤グリホサート及びイソキサ フルトール耐性ダイズ FG72 系統(飼料)■	2
26/3/13	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及び グルホシネート耐性ダイズ 44406 系統(食品)■、除草剤グリホサート及びイソキサ フルトール耐性ダイズ FG72 系統(食品)■	2
26/3/24	農	動物用医薬品 クエン酸モサプリドを有効成分とする馬の強制経口投与剤(プロナミド 散1%)	1
26/3/25	厚	農薬 フェンメディファム■、MCPB■〈一部☆〉、MCPA■	4
26/3/25	厚	動物用医薬品 酢酸トレンボロン☆、ゼラノール☆、プレドニゾロン☆、モサプリド	4
26/3/25	厚	肥料・飼料等 マデュラマイシン☆、ロベニジン☆	2

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
26/4/9	農	動物用医薬品 使用制限期間が設定される既承認の動物用ワクチンに添加剤として含まれる成分(97成分)	97
26/4/15	内	特定保健用食品 朝食プロバイオティクスヨーグルト BifiX ※■	1
26/4/17	厚	添加物 グルコン酸亜鉛	1
26/5/12	厚	農薬 メコナゾール	1
26/5/14	厚	肥料・飼料等 L-カルニチン	1
26/5/15	農	対象外物質 L-カルニチン	1
26/6/10	内	特定保健用食品 葛のめぐみ ※■	1
26/6/18	厚	対象外物質 イタコン酸■、グリセリン酢酸脂肪酸エステル■、グルカン■、ポリグリセリン脂肪酸エステル■	4
26/6/18	厚	動物用医薬品 メロキシカム■	1
26/6/18	厚	遺伝子組換え食品等 CPR 株を利用して生産された L-シトルリン■、AHD 株を利用して生産された L-ヒドロキシプロリン■	2
26/7/2	厚	農薬 1-ナフタレン酢酸、アシベンゾラル-S-メチル、アセタミプリド、メソトリオン	4
26/7/2	厚	動物用医薬品 セフチオフル☐	1
26/7/2	農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛の注射剤(エクセーデC)☐、セフチオフルを有効成分とする豚の注射剤(エクセーデS)☐、塩酸セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネルRTU)☐	3

注: ※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

☐は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

## II 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★	
23/10/20～11/18	添加物 <i>Chryseobacterium proteolyticum</i> 9670 株を利用して生産されたプロテイングルタミナーゼ★	1
26/1/8～26/2/6	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統(スイートコーン)■、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統(スイートコーン)■★	2
26/3/11～4/9	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ダイズ 68416 系統■(食品)★	1
26/4/23～5/22	農薬及び動物用医薬品 ダイアジノン<一部☆>★	4
26/5/14～6/12	農薬 スルホキサフロル■★	1
26/5/21～6/19	特定保健用食品 コタラエキス ※■★	1
26/5/21～6/19	肥料・飼料等 ガミスロマイシン■★、ガミスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤(ザクトラン)■★	2
26/6/4～7/3	動物用医薬品 クロルプロマジン☆★	1
26/6/4～7/3	動物用医薬品及び飼料添加物 ラサロシド■☆■★	2
26/6/18～7/17	添加物 2,3-ジエチルピラジン	1
26/6/18～7/17	動物用医薬品 ロニダゾール☆	1
26/6/25～7/24	特定保健用食品 サラシア100 ※■	1
26/7/2～7/31	農薬 クロチアニジン、ピリフルキナゾン■	2
26/7/9～8/7	肥料・飼料等 ガミスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤(ザクトラン)の承認に係る薬剤耐性菌㊟	(-)

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。㊟は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

### Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成26年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
26/4/8	厚	農薬 キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル☆■、プロピコナゾール☆■、ベンジルアデニン☆	5
26/4/15	農	動物用医薬品 動物用ワクチンの使用制限期間の設定の考え方の変更	1
26/4/15	厚	プリオン ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について輸入条件の設定※	1
26/4/22	厚	農薬 スピロメシフェン■、テブフロキン■、フルフェノクスロン■、ペンチオピラド■、ミルベメクチン■、レピメクチン■	6
26/5/13	厚	農薬 マラチオン☆	1
26/5/13	農	農薬 マラチオン☆	1
26/5/13	厚	動物用医薬品 ジクラズリル<一部☆>	2
26/5/13	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Bacillus subtilis</i> BPN01 株を利用して生産されたプロテアーゼ■、pSSA 株を利用して生産されたペプチダーゼ■	2
26/5/20	厚	農薬 ジフルフェニカン☆、ピラゾスルフロンエチル☆、フルミオキサジン<一部☆>■	4
26/5/20	厚	動物用医薬品 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)のオラキンドックス及びカルバドックス試験法並びにクレンブテロール試験法の改定(1)	
26/5/20	厚	動物用医薬品 トリクラベンダゾール、メロニダゾール☆	2
26/5/20	厚	遺伝子組換え食品等 pXPO 株を利用して生産されたペプチダーゼ■	1
26/6/3	厚・農	農薬及び動物用医薬品 フェニトロチオン<一部☆>	4
26/6/10	厚	器具・容器包装 フタル酸ジブチル(DBP)	1
26/6/17	厚	動物用医薬品及び農薬 ルフェヌロン■	1
26/6/17	消	特定保健用食品 素肌ウォーター ※■	1
26/6/24	厚	農薬 クレソキシムメチル■、クロラントラニプロール■、メタフルミゾン■	3
26/6/24	厚	遺伝子組換え食品等 ステアリドン酸産生ダイズ MON87769 系統■(食品)	1
26/7/1	厚	農薬 ジクロベニル<一部☆>	2
26/7/1	農	遺伝子組換え食品等 ステアリドン酸産生ダイズ MON87769 系統(飼料)■	1
26/7/8	厚	かび毒・自然毒等 二枚貝中のオカダ酸群	1
26/7/8	厚・農	動物用医薬品・肥料・飼料等・対象外物質 カルシフェロール及び 25-ヒドロキシコレカルシフェロール■<一部☆>■	3

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。 ※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■印は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

#### IV その他

通知日	通知先	件名
16/1/30	厚・農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚・農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/6/29	厚・農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/9/13	厚・農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針